

発達障害支援

質問 発達障害支援をどのように予算の中に反映しているのか。

答弁 小学校全校に特別支援教育支援員を配置する。週に5日、1日4時間の配置である。教員、保護者、市民への理解・啓発を図るための研修会、講演会も開催していく。また、固定学級の充実、通級指導学級の指導の充実を図り、中学生の通級も可能にしていきたいと考えている。幼稚園に対しては特別支援教育事業補助金として補助を行っており、保育園には個別に障害児担当保育士を配置している。

体験農園

質問 体験農園を一つ開園するが、どの程度補助を行うか。

答弁 50万円を限度として、トイレ、水道、休憩所等の費用の2分の1を補助する。

動物公園

質問 動物公園が指定管理者に移行するが、今後、経営に関しての要望等は聞いてもらえるのか。

答弁 利用者のニーズを把握することには大きな意義があるので、定期的アンケート調査など行っていききたいということであり、市としても指導していききたい。

観光協会

質問 羽村市観光協会助成金が300万円ほど増加しているが、なぜか。

答弁 平成20年度から観光協会事務局を設置し、独立して行っていたため、人件費への助成が増加している。また、花いっぱい運動のコンクール等について観光協会で行うことから増加している。

AED（自動体外式除細動器）

質問 AEDの予算がないようだが、すべての公共施設にAEDが配置されているのか。

答弁 現在は3校に配置しているが、平成20年度は小学校7校すべてに

答弁 現在、市内の14カ所の公共施設、小・中学校10校、合計で24施設に設置している。平成20年度は予算計上していないが、今後、設置計画等に基づいて年次的に配備していく。

コミュニティ広場

質問 田ノ上コミュニティ広場、玉川コミュニティ広場を整備するが、それぞれどのような特色のある公園にするのか。

答弁 背伸ばし、腕立て、平均台など健康遊具を中心に設置をしていきたい。玉川コミュニティ広場は児童の遊具等も合わせて整備をしていく予定である。

理科支援員

質問 理科支援員の具体的な取り組みは。

答弁 現在は3校に配置しているが、平成20年度は小学校7校すべてに

学校図書館司書

質問 学校図書館司書賃金が約倍額になっているが、その取り組みについて伺う。

答弁 各小・中学校10校、週2回を目安に巡回を実施する。前年度の倍の時間を確保して充実に努める。

新聞記事デジタル化

質問 図書館の新聞記事デジタル化は、どのようなものか。

答弁 羽村市に関する新聞記事の切り抜きをデジタル化し、3階の地域資料コーナーのパソコン画面上で検索できる。今回は平成14年度以降の分のデジタル化を行うものである。

特別会計予算

国民健康保険事業会計

特別会計の予算総額は112億318万7千円、水道事業会計の収益的支出と資本的支出の合計額は15億1千437万9千円となり、一般会計と合わせた平成20年度全8会計の予算総額は、327億8千756万6千円となりました。

9千円となり、一般会計と合わせた平成20年度全8会計の予算総額は、327億8千756万6千円となりました。

6つの特別会計と水道事業会計の予算は、本会議での採決により、いずれも原案どおり可決されました。

賛成意見

医療制度改革の大きな波の中で、予算総額52億9千298万2千円、前年度比0.6%の微増となっている。歳入では、一般会計から4億円余りの繰り入れ措置をしなければならぬ状況であるが、前期高齢者交付金で医療費負担の不均衡を調整措置しており、交付金として10億8千万円余り計上している。

歳出では、後期高齢者支援金で被保険者一人当たり3万8千円、総額6億5千万円余り、特定健康診査等に3千950万円余りが措置されており、給付内容の充実と財源確保の努力で編成されている。

市民の健康を守る総合的施策、収納対策など、健全運営に努力されるよう要望し、本予算に賛成とする。

反対意見

本会計予算は、国民健康保険税を平均4.3%引き上げる内容となっている。

応益割の比率が高くなったことにより、低所得者により重い負担増であるが、国民健康保険加入者は、低所得者が多いため、大変な暮らしに追い打ちをかける内容となった。

市民からは、「国保税は高く、払えない」との声が多数上げられている。

市は国へ、国民健康保険事業会計への国庫支出金の増額を求めるとともに、一般会計からの繰り入れを増やす必要があると考える。

以上の理由により、本予算には反対である。

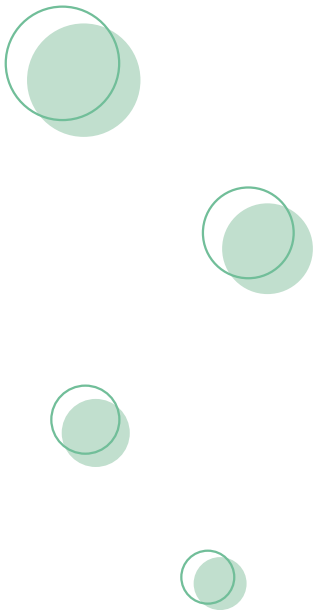
賛成意見

平成20年度は、医療制度改革に伴い、順次施行されてきた制度の本格実施となる年度で、前年度と内容が大きく変わっている。

歳入のうち国保税については、先の議会で可決された条例に基づき、財源の確保を望む。一般会計からの繰り入れについては、前年度に対して7千363万円減額の6億949万円に抑えたことは評価できる。

歳出は、医療給付費が0.5%増加しているが、乳幼児の医療費の自己負担軽減措置拡大、高額医療費の増加等、仕方がないと考える。後期高齢者支援金についても、国が示した数値である。

新たな事業も実施されるが、一般会計からの繰り入れを抑えていること、独立した事業会計であると考え、本予算に賛成とする。



賛成意見

後期高齢者医療制度そのものに反対で、75歳以上の方と障害をお持ちの方の保険料からなる制度自体、成立し得るかどうかが疑問がある。今でこそ、各種減免措置があるものの、介護保険と同様に、将来、財源が不足し、保険料も値上がりする懸念がある。これは、年々、受給額が減ってきている年金生活者には死活問題であり、こうした市民の届かない広域連合という形にも反対である。

社会保険庁などによる無駄遣いを削ぎ落とし、それでも財源に不足が生じた場合は、各種バラバラになっている制度を統合し、抜本的な対策を打つべきであると考えます。

羽村市は、ほかの自治体同様に、必要な予算措置を立てざるを得ない立場にあり、高齢者の皆さま、障害を持つ皆さまへの一層の施策の充実を求めて、賛成とします。

賛成意見

今回の制度の移行に当たって、被保険者にとつて最も大きな変化は保険料であるが、東京都後期高齢者医療広域連合では、調整交付金の影響により、国民健康保険の水準と比較して高くなつたことを危惧し、区市町村の一般財源を投入しながら特別対策および低所得者対策を実施する措置を取っている。これにより、厚生年金の平均といわれる201万円

の年金所得者で比較すると、東京都後期高齢者医療広域連合の保険料が最も低額となる。これは、羽村市をはじめとして、区市町村が配慮した結果である。

今回設定された保険料は、2年間据え置かれることになっているが、被保険者の理解が得られるよう十分な広報活動を要望し、賛成の意見とする。

反対意見

後期高齢者医療制度については、国民・市民から大きな反対の声が上げられている。それは、高齢者に対して、「医療費がかさんでしまうがなから、長生きは困る」と言うに等しい制度であることが、実施を前にして知られてきたからだと考えます。

保険料の値上げ、滞納者からの保険証取り上げ、受けられる医療の制限をつけるなど、さまざまな問題を

持つており、制度のスタートに反対である。

全国では、自治体の3分の1に当たる512団体から意見書が提出され、国会では4野党が廃止法案を提出している。

住民の命と暮らしを守る立場に立てば、この予算案に賛成することはできない。

賛成意見

今年2月に待望の換地設計案が権利者に示されたことは、本事業を進展する上において大きな前進となった。

本予算は、換地設計案に対して権利者から出される意見書等に的確に対応するための職員体制の強化や、西口地区整備用地確保についての予算措置等が確認でき、本事業の実施に必要なものと認められる。

なお、市長は所信表明で、「将来に禍根を残さないためにも、区画整理事業の推進に向け全力を尽くす」と述べた。市長を先頭に、全職員一丸となり、本事業が確実に推進されることを切望し、本予算に賛成とします。

反対意見

羽村駅西口区画整理事業は、全権利者の約3割にあたる355人の人が「この事業に協力しない」旨の態度を表明している。また、現在、換地設計案が地権者に示されたが、「納得できない」との声が多くなるから出されている。にもかかわらず、平成20年度の予算は、より一層、区画整理事業を進める予算である。

財政が厳しいと言いつつ、平成20年度末には11億円以上の税金が使われ、借金も13億円にもなる。反対の多い事業を強行に進めるべきではない。今後、意見書が集約されるが、一人でも納得しない人がいる場合は、すぐに事業を中止する、または白紙に戻すべきである。

反対意見

西口区画整理事業には、多くの住民が一貫して反対している。

今回示された仮換地案では、半数の権利者が土地を減らされた上、清算金も徴収される。負担の大きさに怒りが渦巻いている。

新都市建設公社に事業委託する1億3千702万円は、本来、市職員がすべき仕事であり、安易な丸投げは問題だ。土地購入費2億円は、最終的に地権者が清算金で負担することになるので反対する。

事業計画決定からすでに6年。事業は大幅に遅れている。期間が延びれば事業費の増加は避けられず、市の財政を圧迫することは目に見えている。

事業の白紙撤回を求めてこの予算に反対する。

3月定例会

こんなことを審議しました

市長提出議案

市長提出議案は、条例改正案10件、新年度予算案8件、補正予算案7件、契約案1件、その他3件の計29件を本会議で審議しました。主な議案は次のとおりです。

※議案一覧は22～23ページ、予算の詳細は14～19ページをご覧ください。

国民健康保険税

後期高齢者医療制度の創設および国税の特別徴収の実施などに伴う条例の整備を行うとともに、税率の適正化を図るため条例の一部改正を行いました。

《改正の主な内容》

- ・後期高齢者医療制度の創設に伴う「後期高齢者支援金等課税額」の新設
- （基礎課税額（医療分）を、基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金等課税額に区分する。）
- ・年金からの特別徴収の開始（平成20年10月から）
- ・賦課限度額の変更
- ・賦課方式の変更（4方式↓所得割額・均等割額の2方式）
- ・税率の改定
- ・普通徴収の納期回数の変更（6期↓8期）

後期高齢者医療制度

□羽村市後期高齢者医療に関する条例

平成20年4月から羽村市が行う後期高齢者医療に係る事務について規定する必要があるため、条例を制定しました。保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収に係る保険料の納期など必要な事項を規定しました。

□東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更

東京都後期高齢者医療の保険料軽減分を各区市町村の分賦金により負担するため、規約を変更しました。

現行の国民健康保険制度等から移行する被保険者の急激な負担増を緩和するため、各区市町村の一般財源を投入し、平成20年度から平成21年度までの時限措置として、保険料の軽減を図ります。

羽村市動物公園の指定管理者の指定

羽村市動物公園について、設置目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定しました。

◇指定管理者：株式会社横浜八景島

◇指定の期間：平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

羽村市健康で安心して暮らせるまちづくり基金の設置

市民の健康を増進する施策を推進し、市民がいきいきと健康で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として基金を設置しました。